

第9節 救急・救助活動

第1 基本的な考え方

風水害時、大規模な事故発生時等には、多数の救急救助事象が発生すると予想され、各関係機関は、迅速かつ的確な救急救助活動を実施する必要があり、関係機関相互において密接な連携の下に必要な措置を講じる。

第2 救急・救助活動

1 町、関係機関等による救急救助活動

(1) 活動内容

関係機関名	活動内容
町 (消防機関を含む)	<p>救急救助活動</p> <p>(1) 活動の原則 救急救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。</p> <p>(2) 出動の原則 救急救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動し、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。</p> <p>ア 延焼火災が多発し、多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>イ 延焼火災は少ないが、多数の救急救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>ウ 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>
	<p>救急搬送</p> <p>(1) 傷病者の救急搬送は、緊急度・重症度に応じて振り分け、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要する者を優先する。 なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者などは必要に応じ県、自衛隊の航空機により行う。</p> <p>(2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	<p>傷病者多数発生時の活動</p> <p>(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り効果的な救護活動を行う。 なお、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。</p> <p>(2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。</p>
警察	<p>察</p> <p>(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、警察本部及び各警察署に救助部隊を編成し、被災者の救出救助に当たる。</p> <p>(2) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐ。</p> <p>(3) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。</p>

関係機関名	活動内容
自衛隊	(1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。
消防庁	(1) 必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとる
国土交通省、 高速道路会社 、県及び市町村	(1) 高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

(2) 部隊間の活動調整

県及び市町村の災害対策本部は、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急・消火活動等を行えるよう、国と共に活動調整会議等を開催し、効果的な救助・救急・消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、安全確保に資する情報、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有や活動方針等の調整を行う。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（D M A T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

(3) 要救助者の位置情報の活用

県及び市町村の災害対策本部を含む救助機関において、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者の位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。

2 住民及び自主防災組織による救急救助活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急救助活動を行うとともに、救急救助活動を行う関係機関に協力するよう努める。

3 患者ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の患者ストレス対策の実施に努める。
また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3 救急・救助用資機材等の確保

1 救急・救助用装備・資機材の調達

- (1) 初期における救急・救助用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救急・救助用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借り入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 損壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。

- (4) 搬送する重傷者が多数で、所轄消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第10節 医療救護

第1 基本的な考え方

災害時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者がすることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される。

町、県、医療関係機関及び各防災関係機関は、密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

一人でも多くの生命と健康を守るために、関係者全員が一体となって医療救護を実施することが肝要である。

第2 医療救護活動

災害時における医療救護は、町が第一次的に実施する。町長は必要に応じて救護所を設置し、医療救護を行う。なお、災害の種類及び程度により雲南医師会の医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。また、災害の程度により、町では対応が困難な場合は、県及びその他関係機関に協力を要請する。

町長は、災害救助法適用後、医療救護の必要があると認めたときは、県（健康福祉部）に医療救護についての迅速、的確な要請を行う。

1 活動体制の確立

災害が発生し、又は発生することが予想される段階において、迅速・的確な応急対策を実施するため、関係機関等は、第一に各々の活動体制を早急に確立する。

県（健康福祉部医療政策課、障がい福祉課）は、必要に応じ、県災害対策本部に県DMA T調整本部及びD P A T調整本部を設置し統括DMA T及び本部長を配置するとともに、適時に県医療救護班調整本部を設置する。

災害発生の地区を管轄する保健所長は、可能な限り早期に地域災害保健医療対策会議を設置し、被災地における医療ニーズを把握し圏域内の医療救護活動を調整するとともに、必要な医療支援を県に要請する。

2 情報収集・伝達

災害時において県、町及び関係機関等が相互に密接な連携のもとに医療救護活動を実施するため、広域災害救急医療情報システム（E M I S）等を活用し情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に伝達する。

また、通信手段の途絶等が発生した場合は、あらゆる手段により情報を伝達する。

3 DMA Tの派遣・活動

県は、自ら必要と判断したとき及び消防本部から要請があったとき、災害派遣医療チーム設置要綱及びDMA Tの派遣に関する協定書に基づき、DMA T指定医療機関の長に対し、DMA Tの派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又は厚生労働省を通じて他の都道府県に対し、DMA Tの派遣を要請する。

派遣されたDMA Tは、日本DMA T活動要領に基づき、本部活動、病院支援、傷病者搬送、現場活動、情報収集等の活動を行う。

4 災害拠点病院等における活動

災害拠点病院は、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、被災地からの重症患者受入やD M A T の受入及び派遣などの活動を行う。特に、災害拠点病院のうち基幹災害拠点病院については、地域災害拠点病院では対応不能な重篤患者等の受入や医療資源の投入など、県における災害医療の中心的な役割を担う。

災害協力病院は、災害拠点病院を補完する医療機関として、災害拠点病院と連携して傷病者等を受け入れるとともに、被災地への医療救護班の派遣などの活動を行う。

5 医療救護所における活動

町は、必要に応じて、事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。また、医療救護所における医療救護活動について、単独の町による対応が困難な場合は、地域災害保健医療対策会議（保健所長）に支援を要請する。

地域災害保健医療対策会議（保健所長）は、医療救護所における医療救護活動状況の把握に努めるとともに、必要な医療救護班の派遣等を県医療救護班調整本部に要請する。

県医療救護班調整本部は、地域災害保健医療対策会議（保健所長）からの要請の内容に応じて、医療救護班の派遣調整や傷病者の搬送調整といった支援について迅速に対応する。

6 医療救護班の派遣・活動

地域災害保健医療対策会議（保健所長）は、医療救護所等での医療救護活動において、町から支援の要請があった場合、又は、管内の医療ニーズを把握した上で必要と認めた場合、県医療救護班調整本部に対して、医療救護班の派遣を要請する。

県医療救護班調整本部は、地域災害保健医療対策会議（保健所長）の要請により、日本赤十字社県支部、国立病院機構、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等の県内医療関係団体、県内の被災地外の病院等に医療救護班の派遣を要請する。

また、県医療救護班調整本部は、災害の規模に応じて、他都道府県又は国に、医療救護班の派遣を要請する。

県医療救護班調整本部は、別に定める「災害時における医療救護活動に関する協定書」等に基づき医療救護班を編成し、被災地へ派遣する。

7 D P A T の派遣・活動

県は、自ら必要と判断したとき及び市町村から要請があったとき、島根県D P A T 実施要領及びD P A T 先遣隊の派遣に関する協定に基づき、島根県立こころの医療センターに対し、D P A T 先遣隊の派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又はD P A T 事務局を通じて他の都道府県に対し、D P A T の派遣要請をする。

派遣されたD P A T は、D P A T 活動マニュアル等に基づき、情報収集とアセスメント、災害によって障害された既存の精神医療システムの支援等の活動を行う。

8 医療関係団体による活動

日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会等の関係団体は、県との協定等に基づき、医療救護活動等を行う。

第3 助産救護活動

町は、必要に応じて助産救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により雲南医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。また、災害の程度により町では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

1 助産救護班の編成・派遣

知事は、町長からの助産救護に関する協力要請があったとき、又は被災状況により助産救護の必要性を認めたときは、助産救護班を編成し、救護所へ派遣するとともに、必要に応じその他関係機関に協力要請する。

2 助産救護班の業務内容

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前及び分娩後の処置
- (3) ガーゼ、その他衛生材料の支給
- (4) 新生児のケア

3 帳簿等

この計画により出動した助産救護班は、別紙様式1～3に基づき取扱患者台帳及び救助実施状況を備えるとともに助産活動終了後、「医療班出動報告書」を提出する。

第4 医薬品・医療用資器材等の調達

1 医薬品・医療用資器材等の調達

県は、町から医療助産活動に必要な医薬品・医療用資器材等の要請があった場合は、健康福祉部薬事衛生班において、医薬品等取扱い業者等から必要な医薬品・医療用資器材等を調達する。

2 輸血用血液製剤の供給

県は、緊急時における血液対策として、血液センター等における輸血用血液製剤の在庫状況を把握し、血液の供給の万全を図る。

また、被災後直ちに、県内血液センター施設等の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、日赤島根県支部を中心として、状況に応じた血液の確保を図る。

第5 傷病者等の搬送

災害発生時には、多くの傷病者が被災地内の医療機関に集まり、一つの医療機関の受け入れ能力には限りがあるため、傷病者を分散して搬送することが必要となる。さらに、重症患者については、十分な治療継続が可能な県内外の医療機関へ搬送することが必要となる。

このため、関係機関においてEMISを活用しながら医療機関の被災状況や空き病床数（回復期の病床も含む）等、傷病者の搬送先決定に必要な情報を共有し、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送する。

第6 特別に配慮を要する患者への対応

1 透析患者等への医療対応

町及び県は、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し情報提供できる体制を取る。さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

2 在宅難病患者への対応

県は、平常時から保健所を通じて難病患者の特性に配慮した「災害時個別支援計画」の策定に協力するとともに、必要に応じて、町、医療機関及び近県市町村等との連携により、後方医療機関へ

搬送する。

様式1

救助実施状況					年月日	○○医療班			
使用医療用品内訳					救助実施状況				
品名	数量	単価	金額	調整先その他	患者数	内訳			備考
						外科	内科	眼科	
計									

様式2

取扱患者台帳								○○医療班	
年月日	住所	氏名	職業	年令	性別	病名	死体検案数	措置概要適用	

様式3

医療班出動報告書				○○医療班
班長		班員		編成出動状況
資格	氏名	資格	氏名	
上記のとおり 年 月 日 出勤したので報告します。				
				(本隊、支、分隊、関係機関の別)
				責任者
				印
本隊 健康福祉部長 様				

第11節 警備活動

第1 基本的な考え方

町内に大規模な災害が発生した場合には、町民の生命、身体、財産を保護するため、雲南警察署災害警備計画に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、避難誘導、救出・救護、交通対策等の災害警備活動にあたる。

第2 災害警備体制の確立

1 警備体制の区分

警備体制は、以下の区分に従って実施する。

(1) 警備体制

気象情報等により、災害の発生が予想され、かつ事態発生までにかなりの時間的余裕のあるとき。

(2) 警戒体制

台風圏が本県に接近する場合、その他気象情報等により災害発生の危険がかなり的確となり、十分な注意、警戒を必要とするとき。

(3) 非常体制

災害等の危険が切迫して相当な被害が予想されるとき、又は発生したとき。

2 警備本部の設置

町内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、警察署に署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

3 警察職員の参集、招集

別に定める「雲南警察署災害警備計画」による。

4 警備部隊の編成及び運用

別に定める「雲南警察署災害警備計画」による。

5 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときは、警備体制を解除する。

第3 災害警備措置

1 災害情報の収集

被害の実態を早期に把握・評価し、災害警備諸対策を的確に推進するため、おおむね次の事項について情報収集を行う。

(1) 初期段階の把握

- ア 死傷者、行方不明者等の状況
- イ 警察施設の被害状況

- ウ 家屋、ビル等の倒壊状況
- エ 火災の発生状況
- オ 主要道路・橋梁の損壊状況
- カ ライフライン、JR等交通機関の被害状況
- キ 重要施設等の被害状況
- ク 災害の拡大状況及び見通し
- ケ 住民の避難状況
- コ 救出救助の実施状況
- サ その他必要と認められる事項

(2) その後の段階

- ア 人的・物的被害状況
- イ 警備部隊の配置及び運用状況
- ウ 行方不明者の捜索実施状況
- エ 交通規制の実施状況
- オ ライフライン等の復旧状況及び見通し
- カ 関係機関の行った救護対策
- キ 被災者の動向
- ク 治安状況
- ケ 流言飛語の発生状況
- コ 火災の原因及び被害拡大の要因
- サ その他必要と認められる事項

2 避難誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、町長等と連携し、必要に応じて次により町民の避難のための立退きを指示するものとする。

- (1) 火災、山（崖）崩れ等の危険から町民を保護し、その拡大を防止するため、特に必要があると認める場合において、町長が住民避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、災対法第61条第1項の規定に基づき、必要と認める地域の町民に対し適切に避難指示を行う。
- (2) 広域にわたって被害の発生が予想される場合には、避難指示を行う前であっても、町長と協議の上、避難行動要支援者に対しあらかじめ指示する避難場所又は安全な地域へ避難するよう指導する。

3 救出救助活動等

- (1) 把握した被害状況に基づき、直ちに署警備部隊の編成を行うとともに、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら各部隊の担当区域を決定して、救出救助活動を行う。また、消防、自衛隊等関係機関と連携し、捜索活動等の現場活動が円滑に行われるよう調整する。
- (2) 被災者が負傷している場合は、応急処置を施した後、現場の救護機関に引き継ぎ、病院等に収容する。

4 緊急交通路の確保

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、次により緊急交通路を確保する。

(1) 交通規制の実施

- ア 災害応急対策を迅速かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、命の安全、被害の拡大防止等に十分配慮した上で、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。
- イ 被災地への流入車両等を抑制するため必要があると認めるときは、周辺警察署と連携し、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。
- ウ ア及びイで実施した交通規制について、災害発生時の被災地の状況等に応じ、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配意するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(2) 緊急通行車両の輸送対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おむね以下のとおり。

ア 第1段階

- (ア) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 政府災害対策要員及び地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス、水道等の施設の保安要員等初期段階の災害応急対策に必要な人員及びこれに伴い必要な物資等
- (エ) 医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) アに規定する人員、物資等
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 被災地域外へ輸送する傷病者及び被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- (ア) イに規定する人員、物資等
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

(3) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事について、町民、運転者等に周知徹底を図る。

(4) その他緊急交通路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去等

- (ア) 緊急交通路を確保するため必要と認める場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- (イ) 警察官は、災対法に基づく通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認めるときは、

同法第76条の3の規定により緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を講ずる。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ、運転者等に対する車両移動等の措置命令を行う。

エ 障害物の除去

緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、県、JAF島根支部、消防、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置を講ずる。

(5) 関係機関等との連携

交通規制の実施に当たっては、道路管理者、関係機関等と相互に連携するとともに、交通規制を行いうため、必要に応じて県警備業協会との支援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

5 検視及び身元確認

町等と協力し、必要に応じて警察本部に支援を要請するなどして、検視等の要員、場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集及び確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。この場合において、被災地における検視に当たっては、次の点に留意し、迅速・適正な措置をとるとともに、その取扱経過を明らかにする。

- (1) 町等と連携した多数死体の検視場所及び収容場所の確保
- (2) 死体ごとに発見から遺族に引き渡すまでの取扱経過の明確化
- (3) 所持品等の管理の徹底
- (4) 外国人死体は、領事機関への通報及びその国の慣習に配意

6 各種相談活動の実施

(1) 相談窓口の設置等

ア 行方不明者相談や被害状況の問合せその他の各種相談に対応するため、署に相談窓口を開設するとともに、行方不明者相談電話等を設置する。

イ 避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、避難所への警察官の巡回等による相談活動を推進する。

(2) 関係機関との連携

ア 各種相談を適切に処理するため、県災害対策本部その他の関係機関と緊密な連携を図る。

なお、他機関において処理することが適当と判断されるものについては、関係機関に確実な引き継ぎを行う。

イ 行方不明者の安否確認については、行方不明者情報等を把握している町との情報共有を図る。

7 社会秩序の維持

被災地域等の社会秩序の維持のため、次の事項を推進する。

(1) 警戒活動の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における治安維持や救援物資の搬送路、集積地、避難所での混乱等の防止のため、次の活動を実施する。

ア 巡回連絡及び巡回相談

被災家屋、避難場所に対する重点的な巡回連絡を実施し、被災世帯・避難者の実態を把握するとともに、その内容を被災世帯名簿及び避難者名簿により確実に記録する。

イ 各種パトロール等の実施

警ら用無線自動車等によるパトロールを実施するほか、地域の民間防犯団体のボランティ

ア等とも連携したパトロールを実施して各種犯罪の予防に当たる。

ウ 地域安全情報の提供

あらゆる手段により災害関連情報、生活物資の配給場所等の生活関連情報、交通規制等の警察措置に関する情報等を広く住民に提供するとともに、被災者等の生命、身体及び財産の安全に影響を及ぼしかねない流言飛語の流布防止に努める。

(2) 各種不法事案の取締り

被災地において発生が予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等大規模災害に便乗した各種犯罪の取締りを重点的に行う。また、災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。

8 援助要請

災害の規模が大きく、自署の警備力のみでは対処できない場合は、警察本部に対し速やかに本部直轄部隊（即応部隊）及び装備資機材の援助要請を行うものとする。

第12節 交通確保、規制

第1 基本的な考え方

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保するとともに、これらの道路啓開（道路上の土砂、流木等の障害物を除去し、交通確保を図ることとし、破損箇所を修復すること（応急復旧）は、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

災害後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置づけ、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行う。

第2 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

交通規制の実施方法は、次表のとおりとする。

実 施 者	実 施 の 方 法
道路管理者	<p>(1) 災害時の交通規制</p> <p>道路、橋梁、アンダーパス等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。</p> <p>(2) 災害時における車両の移動等</p> <p>道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うことができる。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。</p>
警察機関	<p>(1) 交通情報の収集</p> <p>警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。</p> <p>また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。</p> <p>(2) 交通安全のための交通規制</p> <p>災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。</p> <p>(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制</p> <p>県公安委員会は、災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。</p> <p>ア 交通が混雑し、円滑な緊急通行を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。</p> <p>イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。</p>

実施者	実施の方 法
警察機関	(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。 (5) 緊急通行車両の通行を確保するための要請 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記(4)のア、イの措置をとることができる。

2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者は警察機関へ、警察機関は道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後にこれらの事項を通知する。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、県土整備事務所へ報告する。

3 う回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため交通規制を実施した場合、適当なう回路を指定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。この際、緊急輸送ルート、道路啓開活動等との調整を図るために、道路管理者と警察との緊密な連携をとること。

4 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。

- ・ 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）
- ・ 道路交通法第4条（公安委員会の交通規制）

ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる（災害対策基本法に基づく規制の標識は、様式1参照。）。

5 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに日本道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除を判断し、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに関係機関に連絡する。

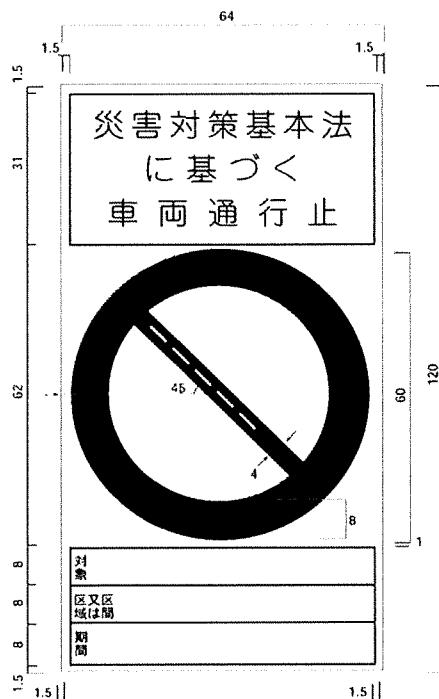
7 緊急道路情報の提供

道路管理者は、災害により高速道路、国道、交通量の多い県道等を全面通行止めとする場合又は解除する場合は、緊急道路情報として、あらかじめ定める方法により、直ちに報道機関への情報提供を行う。

8 路上放置車両等に対する措置

- (1) 警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認められるときは、同法第76条の3第1項及び第2項の規定に基づき必要な措置を行う。
- (2) 自衛官又は消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第3項又は第4項の規定に基づく措置等をとったときは、直ちに、当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知する（様式2）。
- (3) 路上放置車両等をより効率的に排除するため、道路管理者等との連携活動に配意する。

様式1 規制の標識（災害対策基本法施行規則様式第2）



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第3 緊急通行車両の確認等

災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の確認は、次により行う。

1 緊急通行車両の確認申出

(1) 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号標を有しているものを除く。）を使用しようとする者は、県知事（防災部防災危機管理課）、又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。

(2) 確認の申出の対象車両

確認対象車両は、事前届出の対象とする車両（本編第1章第12節第4の1の(1)『事前届出の対象とする車両』参照。）とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認申出書の提出を受け、緊急通行車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。（標章及び証明書は、様式3及び様式4参照。）

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

2 規制除外車両の確認

(1) 規制除外車両確認証明書の申請

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外した車両を使用する者は、公安委員会（警察本部交通規制課、警察署、又は交通検問所）に、規制除外車両確認証明書の申請をする。

(2) 確認対象車両

確認の申出の対象車両は、1緊急通行車両の確認申出（本編第1章第12節第4の2「確認の対象とする車両」）とする。

(3) 規制除外車両確認証明書の交付

申請を受けた公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認申出書の提出を受け、規制除外車両であることを確認したときは、「標章」及び「規制除外車両確認証明書」を交付する。（標章及び証明書は、様式3及び様式7参照。）

(4) 標章及び証明書の交付

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

様式 2 措置等通知書（災害対策基本法第76条の3 第6項）

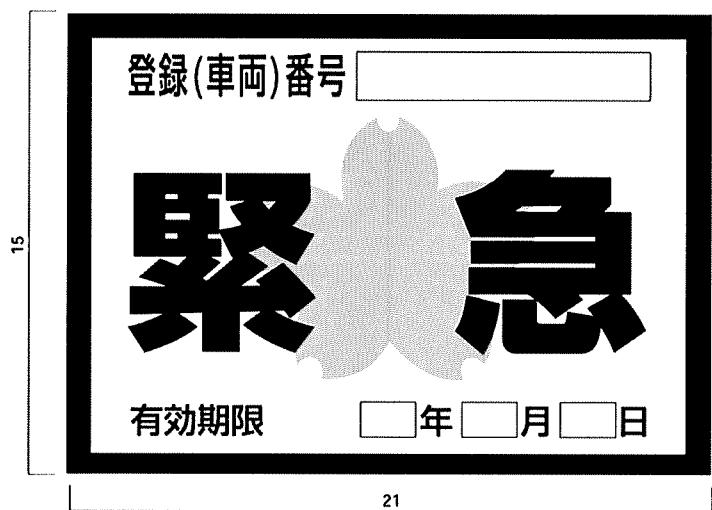
(表)

措置命令 通知書 措 置		年 月 日
署長殿		
災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する の規程により措置命令を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり 通知します。		
1 日 時	年 月 日	午前 時 分
2 場 所		
3 (命令・措置) を行った者	所 属 氏名	
4 命令の 場合	命令を 受けた者 の 氏名	住 所 氏 名 番号表に 表示されて いる番号
5 (命令・措置) の 場合	措置に係る 物件の (占有者・所 有者・管理 者) の 氏名	住 所 氏 名 番号表に 表示されて いる番号
備 考		

(裏)

災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する の規程により措置命令を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり 通知します。	
6 (命令・措置) 所 属 氏名 <small>(印)</small>	6 (命令・措置) を行った場所 の前後の状況
備 考	
備考 1 5には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載する こと。 2 ()内については、該当するものを○で囲むこと。 3 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付す ること。 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付す ること。 用紙の大きさは、A4とする。	

様式3 標章（災害対策基本法施行規則別記様式第4）



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑、及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式4 緊急通行車両確認証明書（災害対策基本法施行規則別記様式第5）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知事印 公安委員会印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式5 (第3関係 島根県警察本部長例規通達第517)

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
島根県公安委員会			
印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第4 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長及び道路管理者に通報、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

- (1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。
 - イ 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままで、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている区域又は区間の道路を走

行中の車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

- ア 当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。
- イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第5 道路啓開

1 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

(1) 緊急啓開道路の情報収集

緊急啓開道路（緊急輸送道路）に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、町は、緊急輸送道路の状況について情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

(2) 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）との連携

中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、ヘリ、無人航空機等を活用した被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して町、県等が行う活動に対する支援を実施する。

救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊は、派遣された緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用させ、当該派遣隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行う。

(3) 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

2 道路啓開作業の実施

(1) 啓開資機材等の確保

町、県及び中国地方整備局は、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確、迅速に行う。

西日本高速道路株式会社では、応急復旧のため整備した資機材及び応急復旧業務に関する確認書により確保した協力会社の人員及び資機材等を活用する。

また、必要に応じて国土交通省が所有する災害用機械の要請を行う。

(2) 啓開作業

道路啓開に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。国、県、町及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を実施する。

なお、道路啓開に当たっては、以下の事項に留意する。

- ア 道路啓開は原則として第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路（本章第13節「緊急輸送」参照。）の順で行うが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。
- イ 警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。
- ウ 道路啓開に際しては、2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差・融合ができる待避所を設ける。

- エ 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。
- オ 啓開作業時は、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないように調達する。
- カ 道路啓開及び応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。
- キ 道路啓開で発生した土砂・流木・災害廃棄物等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。
- ク 中国地方整備局は、被害を受けた道路の状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡回を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報の収集に努め、これらの情報を基に啓開作業を実施する。
- ケ 西日本高速道路株式会社は、災害の規模その他の状況に応じ、速やかに啓開作業を実施する。

第13節 緊急輸送

第1 基本的な考え方

災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じる。

第2 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

緊急輸送の実施責任者は、次のとおりとする。

輸送対象	実施責任者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	町長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 警戒避難期	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 事態安定期	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 復旧期	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第3 緊急輸送手段等の確保

1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものによる。

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
自動車	(1) 確保順位 ア 応急対策実施機関所有の車両等 イ 公共的団体の車両等 ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 エ その他の自家用車両等 (2) 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。	協力先 県トラック協会 (電話 0852-21-4272) 一畑バス株式会社 (電話 0852-20-5200)
鉄道	道路の被害などによって自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適切な場合、それぞれの実施機関において直接応援要請する。	人員輸送 西日本旅客鉄道株式会社 (電話 0859-32-0255) (夜0859-32-8062) 物資輸送 日本貨物鉄道株式会社 (電話 0859-22-5487) (夜0859-22-5487)
航空機	災害応急対策実施機関の長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、県（防災部防災危機管理課 電話 0852-22-5885）に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。 県は直ちに海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。	第八管区海上保安本部 (電話0773-76-4100) 本章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照。

各災害応急対策実施機関は、所管にかかる車両等の状況を十分に把握しておく。

2 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

3 強制確保

(1) 輸送命令等による方法

県は、災害時輸送手段の確保が著しく困難になったときは、中国運輸局による災害時における自動車応援手配及び自動車運送業者に対する輸送命令等の緊急措置を要請する。

(2) 従事命令等による方法

県は、災害救助法及び災害対策基本法に基づく知事の従事命令により、自動車運送業者及びその従業者に対して輸送業務への従事を命令し、輸送手段、輸送人員等を確保する。

4 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

5 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第4 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

1 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。

なお、緊急輸送道路については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」により次のように定められている。原則として風水害時にもこれらを準用する。

区分	緊急輸送道路の内容
第1次 緊急輸送道路	県内及び隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路。 東西、南北方向の広域的な連携を確保する高規格幹線道路、及び主要な一般国道を設定する。また、これらの路線と第1次防災拠点を連絡する路線を設定する
第2次 緊急輸送道路	県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路を補完し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路。 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡する路線を設定する。
第3次 緊急輸送道路	第1次及び第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を連絡する路線を設定する。

[第1次]～[第3次]

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」により定められている第1次～第3次防災拠点

2 輸送拠点等の確保

重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。

拠点の種類	内 容
県庁、町役場、その他 防災関係機関の所在地	・県庁〔第1次〕、地方機関〔第2次〕 ・奥出雲町役場仁多庁舎、横田庁舎〔第2次〕、各地区公民館＊ ・防災関係機関の所在地〔第2次〕～〔第3次〕
空港	・地方管理空港／共用空港（出雲空港、石見空港、米子空港、隠岐空港）〔第1次〕
ヘリポート 場外離着陸場	・場外離着陸場〔第3次〕

拠点の種類	内 容
港湾、漁港	・重要な港湾（境港、浜田港、七ヶ所港）〔第1次〕
鉄道駅前広場	・駅前広場（JR出雲八代駅＊、出雲三成駅＊、亀嵩駅＊、出雲横田駅＊、八川駅＊、出雲坂根駅＊、三井野原駅＊）
広域防災拠点 (備蓄基地)	・消防学校及び広域防災拠点備蓄倉庫（松江市乃木福富）〔第1次〕
町物資集積予定地	・町物資集積予定地＊
道路空間を利用した防災拠点	・インターチェンジ等〔第2次〕 ・広域的な防災拠点となる道の駅（道の駅「掛合の里」）〔第1次〕、 その他の道の駅〔第2次〕
災害医療拠点	・基幹災害拠点病院（県立中央病院）〔第1次〕 ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、益田赤十字病院、隠岐広域連合立隠岐病院、松江市立病院、浜田医療センター） 〔第1次〕 ・救急告示病院〔第2次〕 ・島根県赤十字血液センター〔第2次〕 ・災害時に救護所・避難所等へ出向き、医療活動を行う医療機関 (町立奥出雲病院)〔第2次〕
災害応急対策・復旧拠点	・県立都市公園（浜山公園、石見海浜公園、万葉公園）〔第2次〕

※ 〔第1次〕～〔第3次〕

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」により定められている第1次～第3次防災拠点

※ 斜体の施設は県外の防災拠点

※ (*)印については、町独自で位置づけた施設

3 輸送拠点の開設

県は、広域防災拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、各指定避難所までの輸送体制を確保する。

また、広域防災拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

4 関係機関及び住民等への周知

災害時において実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を通じて周知する。

第14節 水防

第1 基本的な考え方

本町の河川は急流で保水力に貧しく、風水害時においては、これらの地域の洪水等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、町は県及び、消防本部等と協力し、水防体制を確立し、水防団（兼任消防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防活動を実施する。

第2 水防体制の確立

県（土木部）及び町は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織を確立する。

第3 河川出水・浸水被害の拡大防止

1 水防情報の受信・伝達

各水防組織は、気象等の特別警報、警報及び注意報を受信・伝達するほか、水防情報システム等で得られた雨量・河川水位等の諸観測値を監視するとともに、関係機関に伝達する。

各水防組織は、危険な箇所や二次災害につながるおそれのある河川施設やため池等の監視、警戒を行い、洪水、氾濫危険の把握に努める。特に、集中豪雨等による急激な出水・増水に迅速に対処するとともに、的確な避難指示等の実施に努める。

2 河川・ため池等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

各水防組織は、河川出水・浸水被害に対応するため、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

(1) 河川施設の損壊等による浸水防止

河川出水等による浸水被害が生じる場合、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダム、ため池等の洪水調節等による流量調整を行う。

(2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。

(3) 河川・ため池等施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川・ため池等施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) 他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害の防止のため、以下の水防活動を実施する。

ア 出動・監視・警戒及び水防作業

イ 通信連絡及び輸送

ウ 避難のための立退き指示

エ 水防報告と水防記録

オ その他

第15節 土砂災害対策

第1 基本的な考え方

風水害時において、土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握し、必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡回・警戒活動を実施する必要がある。

第2 土砂災害防止体制の確立

町及び県（土木部、農林水産部）は、気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報等の発表により土砂災害防止体制を早期に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

第3 危険区域周辺の警戒監視・通報

1 土砂災害発生前

町及び県（土木部、農林水産部）は、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

2 土砂災害発生後

町及び県（土木部、農林水産部）は、土砂災害警戒区域等（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）及び地すべり危険地における土石流、斜面崩壊、地すべりなどにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、県（土木部、農林水産部）は、所管施設の被害の把握に努める。

なお、二次災害の発生に対処するため、町、県及び関係機関は、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

第4 土砂災害等による被害の拡大防止

1 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合、各施設管理者、町は、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

2 警戒避難体制の確立

(1) 情報の指示・伝達

町及び県は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、町は、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

(2) 警戒区域の設定

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家等の派遣による支援

県は、必要に応じ、町の警戒・監視活動に協力し、アドバイザー制度^{*1}を活用するほか、砂防ボランティア^{*2}、山地防災ヘルパー^{*34}等の派遣や関係機関等に対し専門家の派遣要請を行う。

(4) 避難誘導

本章第7節「避難活動」を参照。

(注)

* 1 アドバイザー制度：国において創設した砂防の専門家による助言組織であり、土砂災害等の発生が予想される事態において活用することを目的としている制度。

* 2 砂防ボランティア：平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべりなど砂防の専門的な知識を活用し、土砂災害警戒区域等を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。なお、この中には、斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。

* 3 山地防災ヘルパー：平成18年に設立された島根県山地防砂ヘルパー協議会に登録されているボランティアをいう。風水害時に山腹崩壊や地すべりなど治山の専門的知識を活用し、山地災害危険地区や防災施設を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。

第16節 ライフライン施設等の応急復旧

第1 基本的な考え方

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設や道路、河川等公共施設及び鉄道等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

このため、このようなライフライン施設等の応急・復旧のための対策を迅速に実施する。

第2 災害情報の収集・伝達

ライフライン施設災害への対応を効果的に実施するためには、災害による被害状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、関係各課・機関は、災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

第3 災害応急活動体制の確立

ライフライン施設災害が発生した場合、県、町、ライフライン施設管理者等は、相互連携のうえ一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

第4 応急措置の実施（仮復旧も含む）

1 電気施設応急措置

災害により電気施設に被害があった場合、各管理者は、速やかに次のような応急措置を講じ、施設の機能を維持する。また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

【中国電力・中国電力ネットワーク】

被害状況により、応急送電・仮復旧の2体系に区分し、重要施設への緊急送電と被災者への電力の早期供給を実施する。

(1) 応急復旧

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急性を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事について、「災害復旧応援マニュアル」、「応急復旧工法マニュアル」等の手順・工法に基づき、次の基準により実施する。

(ア) 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 送電設備

ヘリコプター・車両等の機動力の活用並びに予備品・貯蔵品の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

(ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は、移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(エ) 配電設備

ヘリコプター・車両等の機動力の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

(オ) 通信設備

可搬型電源、衛星携帯電話、衛星通信システム、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

エ 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、被害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

	復 旧 順 位
水力発電設備	<ul style="list-style-type: none">・系統に影響の大きい発電所・当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所・早期に措置を講じないと復旧がいっそう困難になるおそれがある発電所・その他の発電所
火力発電設備	<ul style="list-style-type: none">・所内電源を確保できる発電所・系統に影響の大きい発電所・地域供給変電所を有する発電所・その他の発電所
原子力発電設備	<ul style="list-style-type: none">・所内電源を確保できる発電所・系統に影響の大きい発電所・地域供給変電所を有する発電所・その他の発電所
送電設備	<ul style="list-style-type: none">・全回線送電不能の主要線路・全回線送電不能のその他の線路・一部回線送電不能の主要線路・一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	<ul style="list-style-type: none">・主要幹線の復旧に關係する送電用変電所・都市部に送配電する送電系統の中間変電所・重要施設に配電する配電用変電所 (この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	<ul style="list-style-type: none">・病院、交通・通信報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給回線・その他の回線
通信設備	<ul style="list-style-type: none">・給電指令回線、制御・監視及び保護回線・保安用回線

(2) 拡大防止対策

ア 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

イ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害発生が予測される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

(イ) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やインターネットホームページ、SNSを通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。

ウ 復旧要員の広域運営

「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）及び「資材および役務の相互融通に関する規定」（西地域電力協議会策定）に基づき復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予測され、又は発生したときは応援の要請を行う。

エ 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、担当区域内の工事力に余力がない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、自衛隊法に基づき被災地域の都道府県知事に対して、自衛隊の派遣を要請する。

2 ガス施設応急措置

(1) LPガス施設応急復旧

県及び県LPガス協会は、LPガス販売事業者に対し、次のことを指導し、又は協力を受けて取り組む。

ア 被害状況の把握

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

イ 二次災害の防止

(ア) 危険箇所（倒壊、焼失、流失家屋等）からの容器の撤収及び回収

(イ) 洪水等による流出容器（県内外）の被害状況の確認及び容器の回収

(ウ) 指定避難所等の臨時の使用箇所で使用されるLPガスの安全使用

ウ LPガス設備の修復と早期安全供給の開始

LPガス販売事業者は、LPガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。

復旧は病院、指定避難所等を優先して行う。

エ 動員・応援体制

(ア) LPガス販売事業者は、被災地の県LPガス協会支部長に通報し、支部長は緊急体制を整える。

(イ) 県LPガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して応急復旧のための動員を要請する。

オ 電話相談窓口の開設（臨時）

県LPガス協会は、指定避難所等での応急的なLPガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に対応する。

(2) 拡大防止対策

ア LPガス設備の安全点検の実施

LPガス販売事業者、保安機関、容器検査所等が相互協力し、LPガス設備の安全点検を実施し、被害の拡大防止に努める。

特に、指定避難所となる公共施設や老人ホーム等の要配き慮者の施設を最優先に点検を実施する。

イ 動員・応援体制

県LPガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。

ウ 広報活動

県LPガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブの閉止の確認等の二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動を行う。

3 上水道施設応急措置

(1) 応急復旧

水道事業者は、迅速な応急復旧対策の実施に努める。

ア 給水の応急復旧

住民の生活用水確保のための応急復旧計画に基づき、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いで、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。

イ 資機材等の調達

必要な応急復旧資機材については、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、工事業者への調達依頼により確保を図る。

(2) 拡大防止対策

浄水場、配水池付近における斜面崩壊や主要な管路等の基幹施設が埋設されている道路崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊など各施設における危険度データを収集整理し、二次災害の防止措置を講じる。

また、関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。

なお、被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について、周知する。

4 下水道施設応急措置

(1) 応急復旧

被害状況を速やかに把握して、応急復旧体制を確立し、応急復旧に努める。

(2) 拡大防止対策

二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講じる。

5 電気通信設備応急措置

【西日本電信電話株式会社 島根支店】

NTTグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

(1) 防災組織

非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは災害対策本部を設置する。

(2) 応急措置と応急復旧

ア 応急措置

(ア) 重要通信の確保

a 通信の利用制限

災害等により通信が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行なう。

b 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない『災害時優先電話』の承認を受けておく。

(a) 災害時優先電話の指定機関

(イ) 特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び指定避難所等に特設公衆電話の設置に努める。

・臨時電話の設置

(ウ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

イ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(ア) 災害対策用機器の活用

(イ) 災害用伝言サービスの運用

(ウ) 広報活動（拡大防止対策）

(エ) 広報車による広報活動を行なう。

a 被災地域と被災状況

b 復旧のための措置と復旧見込み時期

(オ) 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼する。

【(株)NTTドコモ中国支社 島根支店】

災害時等には、公共機関等の通信確保はもとより被災地域における重要通信の確保のため応急復旧対策を迅速に進める。

また、被災設備の速やかな復旧に向け、復旧作業を迅速、円滑に行うための復旧対策の充実強化を図り、電気通信サービスの確保に努める。

(1) 応急復旧

ア 電気通信設備に被害が発生した場合は、以下の各項の応急措置を実施する。

(ア) 通信の確保

災害により通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限の通信ができるように措置する。

a 被災地への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出しに努める。

b 県等の災害対策本部に対し、携帯電話の貸出しに努める。

(イ) 電気通信設備の応急復旧

電気通信設備の被害に対処するため、移動基地局車等を使用し、基地局の応急復旧作業を迅速に実施する。

(ウ) 通信の利用制限

災害等により通信の疎通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため契約約款の定めるところにより通話の利用制限等の措置を行う。

(エ) 通信の優先利用

災害等が発生した場合において取扱う非常扱いの通話、緊急扱いの通話を契約約款の定めるところにより一般の通話に優先して取扱う。

(オ) 災害により保有資材及び災害対策機器では、応急復旧に支障をきたすときは関係機関に対し応援要請又は協力を求める。

イ 災害のため通信が途絶したとき、又は通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、報道機関、窓口掲示及びインターネット等の多様な広報手段により、以下の各項について利用者に周知する。

(ア) 通信途絶利用制限の内容と理由

(イ) 通信の被害復旧に対してとられている措置

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(エ) 被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況

(オ) その他の事項

ウ 災害時における復旧対策、災害時の措置は、以下のとおりである。

(ア) 災害により被災した基地局の復旧は、復旧順位により実施する。

(イ) 移動基地局車及び移動電源車等の発動

(ウ) 被災状況の把握

被災状況を迅速に把握し、電気通信設備の早期復旧に対処するため、直通回線、携帯電話等を利用して情報収集活動を行う。

(エ) 通信の輻輳対策

電気通信設備の被災等により通信が輻輳した場合は、臨時通信回線の設置及び対地別の規制等の措置をとる。

(オ) 電気通信設備の監視強化及び巡視点検を行い、不具合の発見とその復旧に努める。

【KDDI株式会社】

(1) 防災組織

災害が発生し、又は発生するおそれがあり必要と認められるときには、社内に災害対策本部等を設置する。

災害対策本部は、被災地と協力して被害状況や通信疎通状況の情報収集と通信の確保、設備復旧など災害対策に関する指揮を行う。

(2) 応急措置

災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設置、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに、関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。

(3) 応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。

【ソフトバンク株式会社】

(1) 防災組織

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとっており、状況に応じた対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

(2) 応急措置と応急復旧

ア 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法に従って重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

イ 応急復旧

（ア） 移動電源車・移動無線基地局車による復旧

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源の確保に努める。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアの確保を推進する。

（イ） 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況などをWEBサイトで情報公開に努める。

ウ 安否確認手段提供

災害時、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスによる県民の安否情報の伝達に努める。

エ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。

第5 災害広報等の実施

1 基本的事項

災害が発生した場合には、県、町、消防本部等は、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど現有の広報手段を駆使するとともに、関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

町及び県は、関係機関との情報交換を密にし、災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、町及び県、指定行政機関、公共機関、ライフライン施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、利用者からの問い合わせや報道機関などからの取材等が集中する可能性がある。このため、問い合わせのための体制を確立し、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

問い合わせ先一覧

種 別	機 関	連 絡 先
電 気	中国電力ネットワーク(株) 出雲ネットワークセンター	0120-311-957
ガス (L P ガス)	県 L P ガス協会 各 L P ガス販売事業者	0852-21-9716 各 L P ガス販売事業者
水 道	奥出雲町水道課	0854-52-2676
下水道	奥出雲町水道課	0854-52-2676
電話 (N T T)	N T T ビジネスソリューションズ 島根ビジネス営業部事業推進担当	0852-20-7534
	㈱N T T ドコモ中国支社 島根支店企画総務担当	0852-25-9501

第17節 要配慮者の安全確保

第1 基本的な考え方

災害時においては、要配慮者は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動が取りにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携を取りながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

第2 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策

1 町が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、町は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 町において把握している平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に要配慮者となった者に対する対策については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置を取る。
 - ア 地域住民等と協力して指定避難所等へ移送する。
 - イ 必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供は、発災後1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後2~3日目から、すべての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 県が行う協力要請等

県は、町が実施する措置に関し、他の県内市町村や他都道府県へ協力要請するなど必要な支援を行う。

また、災害時に介護保険施設、障害者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の本部がある島根県社会福祉協議会と連携して、ネットワークの円滑な運用に努める。

第3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動

1 町が実施する支援活動

町は、指定避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策を実施する。

また、町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

- (1) 被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報紙、インターネット、ファクシミリ等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 指定避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。
- (4) 指定避難所等において、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (5) 指定避難所や在宅の高齢者、障がい者、難病患者等に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- (6) 緊急入所には至らないが一般の指定避難所での生活が困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- (7) 関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行うなど必要な物資の確保を図る。
- (8) 要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

2 県の支援活動

県は、町及び各施設が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第4 児童・ひとり親家庭等に係る対策

1 要保護児童の援護

(1) 町の要保護児童の把握等

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。
ア 指定避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、指定避難所の責任者等を通じ、町に対し通報がなされるような体制を確立する。
イ 住民基本台帳や住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
ウ 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 県の要保護児童の援護等

県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による養育の可能性を探るとともに、児童福祉施設や里親への委託等の保護を行う。
また、孤児、遺児の養育あるいは社会的自立を支援するため、実情に応じて母子父子寡婦福祉

資金の貸付けを迅速に行う。

2 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び町や児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

3 ひとり親家庭等の支援

(1) 町が実施する対策

町は、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、養育する児童のための手当の給付に関する情報の提供に努める。

(2) 県の支援活動

県は、町から情報収集するとともに、母子・父子福祉団体と連携し情報収集や情報伝達に努め、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の悩みや要望の把握を行い、必要な施策を実施する。

特に、母子父子寡婦福祉資金の貸付けの手続きを迅速に行うとともに、日常生活支援事業の利用を促す。

第5 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、町（消防本部を含む）及び県は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供

町及び県は、外国人に対して、「やさしい日本語」や外国語による多言語での携帯メールマガジン、掲示板等の活用により、ライフライン等の復旧状況、食料・飲料水・燃料等生活必需品の配布、指定緊急避難場所及び指定避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報の提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

町及び県は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、（公財）しまね国際センター等を介して通訳ボランティアの配置に努める。

第6 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

(1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

(2) 県、町は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

また、援護の必要性の高い被災者を優先的に、施設機能を低下させない範囲内で被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。

- (3) 保育所等については、児童の安全を確保した後は、保護者等へ連絡をし、引き渡し場所の安全確認を行った上で児童を引き渡す。

2 町、県への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、町、県（健康福祉部）に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の社会福祉施設等の支援を行う。

3 町、県の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、当該社会福祉施設等の早期の機能回復が図られるよう優先的な対応を各事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、施設管理者は、各施設で備蓄している飲料水、食料、生活必需品等を入所者に配布するなどの対応を取る。ただし、それらが不足する場合は、施設管理者の協力要請に基づき、町、県が当該物資等を提供するなど必要な措置を講ずる。
- (3) ボランティア、自主防災組織、近隣住民等へ情報提供などを実施し、マンパワーを確保する。
- (4) 県は、町及び各施設等が行う措置に対し、適宜支援する。

第18節 孤立地区対策

第1 基本的な考え方

大規模な風水害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

第2 孤立実態の把握

1 孤立実態の把握

通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされるおそれが生じることから、町から連絡をとり住民の安否状況、要配慮者等の状況、必要な物資等を確認するとともに被害状況の把握を行う。

県は、防災ヘリコプターを出動させ、孤立地区のヘリテレ映像を県庁及び合同庁舎等に放送する。

2 通信手段の確保

町防災行政デジタル無線、消防無線、アマチュア無線のほか衛星携帯電話等を活用し、あらゆる方法による情報伝達手段の確保に努める。また、必要に応じ職員の派遣、消防団や自主防災組織等による情報伝達も行う。

第3 物資供給、救助の実施

1 救助の実施

災害発生時には人命の救助を最優先とした活動を行うこととし、負傷者、病人等に対してはヘリコプターを活用し、迅速な救急・救助活動を実施する。

2 物資の供給

アクセス道路の復旧までの間は、孤立地区住民の生活維持のためヘリコプターを効率的に活用して、食料品をはじめとする燃料等生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

3 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を指示する。

第4 道路の応急対策

1 道路の応急対策

道路の被災情報を速やかに収集・関係機関で共有し、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ開設・復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

第1 基本的な考え方

1 趣旨

大規模災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、町、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

そのため、県は、広域防災拠点の備蓄物資・資機材や、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災住民に供給できるよう、町、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施する。また、物資の供給を円滑に進めるため、町は指定避難所等における物資の需要把握体制を確立し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるとともに、県へ速やかに状況を報告する。

2 留意点

(1) 発生時の人口分布と対策

物資の供給計画は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい業務地等については、個々の企業における備蓄などの対策の推進を促すことによって対応を図る。

(2) 季節や被害状況、時間の経過に応じた供給品目

災害発生時の季節やライフライン機能の被害の状況等を地域別に把握し、それらの状況に的確に対応した品目を供給することが重要である。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼育に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(3) 地域特性と対策

地域の社会特性（人口、年齢構成等）や被害特性を考慮し、調達数量の設定及び品目の選定を行う。

また、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(4) 被災者のニーズへの配慮

要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第2 救援物資の管理体制

1 救援物資の管理体制

災害対策本部事務局（防災危機管理課）は、災害対策本部設置以降、救援物資の供給に関する各班の要員を本部事務局に派遣するよう指示し、救援物資の一元管理体制を確立する。なお、関係各課は相互に連携し、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるとともに、民間物流事業者の拠点施設への協力・連携体制の整備に努める。

救援物資等の供給関連担当課及び事務分担は、次のとおりである。

- | | |
|-------------|---|
| ・防災部防災危機管理課 | 広域防災拠点の備蓄食料、飲料水、燃料等生活必需品、防災資機材の確保、自衛隊派遣要請に基づく輸送調整 |
| ・地域振興部交通対策課 | 民間業者を通じての輸送調整 |
| ・健康福祉部薬事衛生課 | 流通備蓄業者を通じての医薬品、飲料水の確保 |
| ・農林水産部産地支援課 | 流通備蓄業者を通じての食料の確保 |
| ・商工労働部中小企業課 | 流通備蓄業者を通じての燃料等生活必需品の確保 |

2 救援物資の供給・輸送体制

(1) 応援体制救援物資の供給体制

大規模災害時は、広域防災拠点の備蓄食料、飲料水、生活必需品、救助用資機材等を活用し、被災県民に効果的に供給する。その際、広域防災拠点においては、救援活動チャート図に従い、救援物資供給体制を確立し、これらの供給活動を実施する。

広域防災拠点は、備蓄物資等以外の県内外からの救援物資や流通備蓄業者からの調達物資の一時中継集積拠点となることから、民間物流事業者の集積拠点運営への協力による物資の供給体制を確立する。

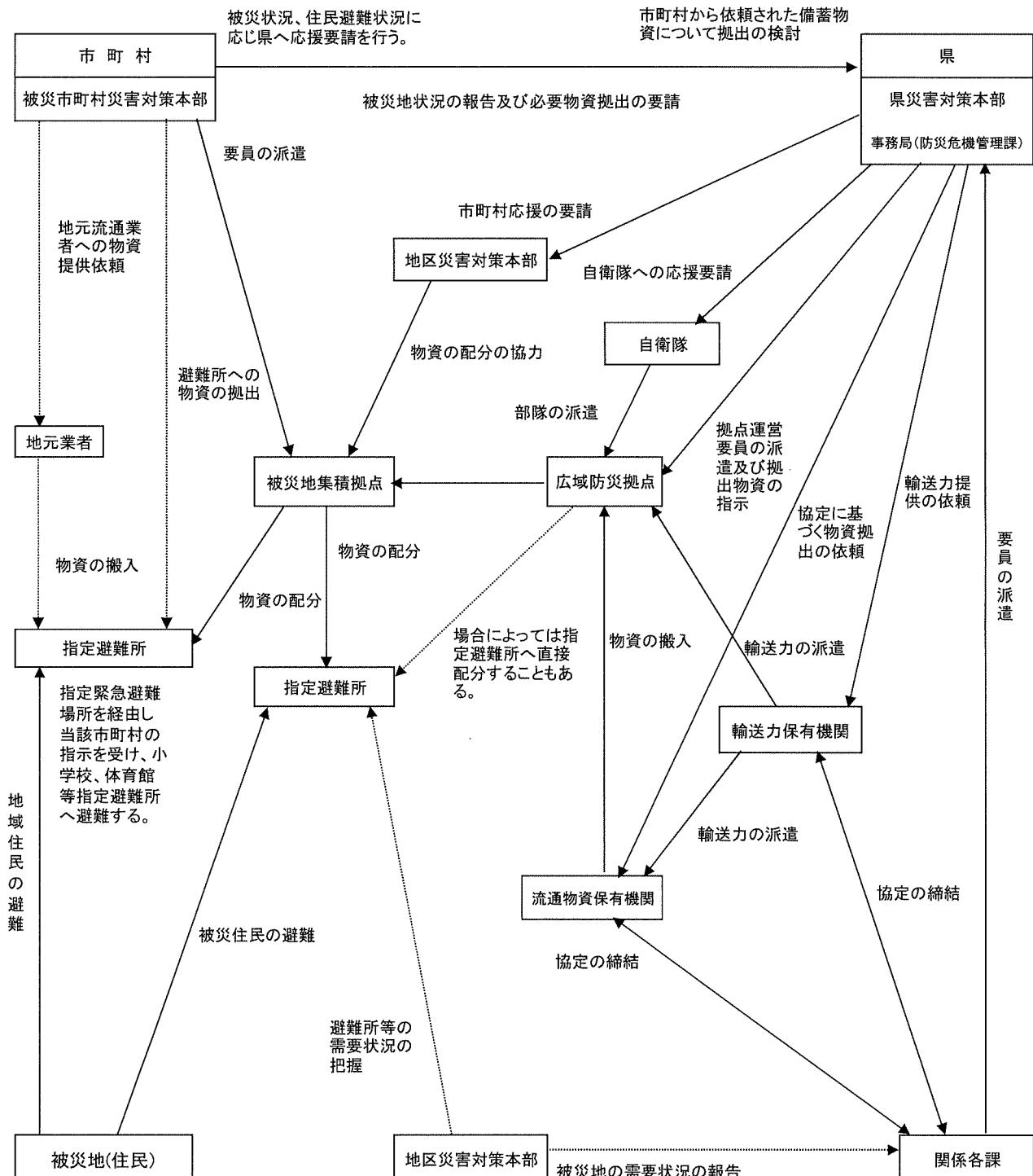
(2) 災害時の物資の供給方法

災害時に流通物資が必要になった場合、県担当各課は、事前に協定を締結している流通在庫物資等を扱う関連業者や輸送業者と連携をとり（業者団体又は個別業者に要請するなど）、必要な物資等の確保に努める。

被災地における需要の把握は基本的に市町村の業務であるが、災害の程度により本部に情報が集まらずその実態が把握しにくい場合も想定される。そのため、救援物資担当各課は、支庁県民局・各県土整備事務所等の地方機関と連携するほか、必要に応じて職員を被災地に派遣して現地の状況等の概要を把握し、これらを踏まえ供給需要を本部に報告する。

また、県は、町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行なうことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待つことまがないと認められるときは、要求を待たないで、町に対する物資を確保し輸送する。

広域防災拠点における救援活動チャート図（図2.2.20.1）



県庁関係各課においては関係機関との協定の締結を行う。また、発災時には災害対策本部事務局へ人員の派遣を行う。

(3) 災害対策本部事務局との連携

本部事務局に派遣された県担当各課の派遣要員は、「1 救援物資の管理体制」による救援物資の一元管理体制のもとで効果的な供給を継続して実施できるよう、所属部課の班員との情報連

絡を継続する。

(4) 物資の輸送体制

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

その際、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

第3 食料の確保及び供給

災害時には、居住の浸水や焼失、ライフラインの途絶及び食料の販売機能等の一時的なまひ、混乱等により、食生活の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、県民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食料の調達を図り、被災者に供給し、迅速な救援を実施する。

食料の確保及び供給の直接の実施は、町が行う。ただし、町において実施できないときは、県若しくは隣接市町村等が応援又は協力して実施する。

被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、各地域の備蓄食料等の相互応援を円滑に行うことが重要である。

また、被災地公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

なお、要配慮者のニーズ等に配慮する。

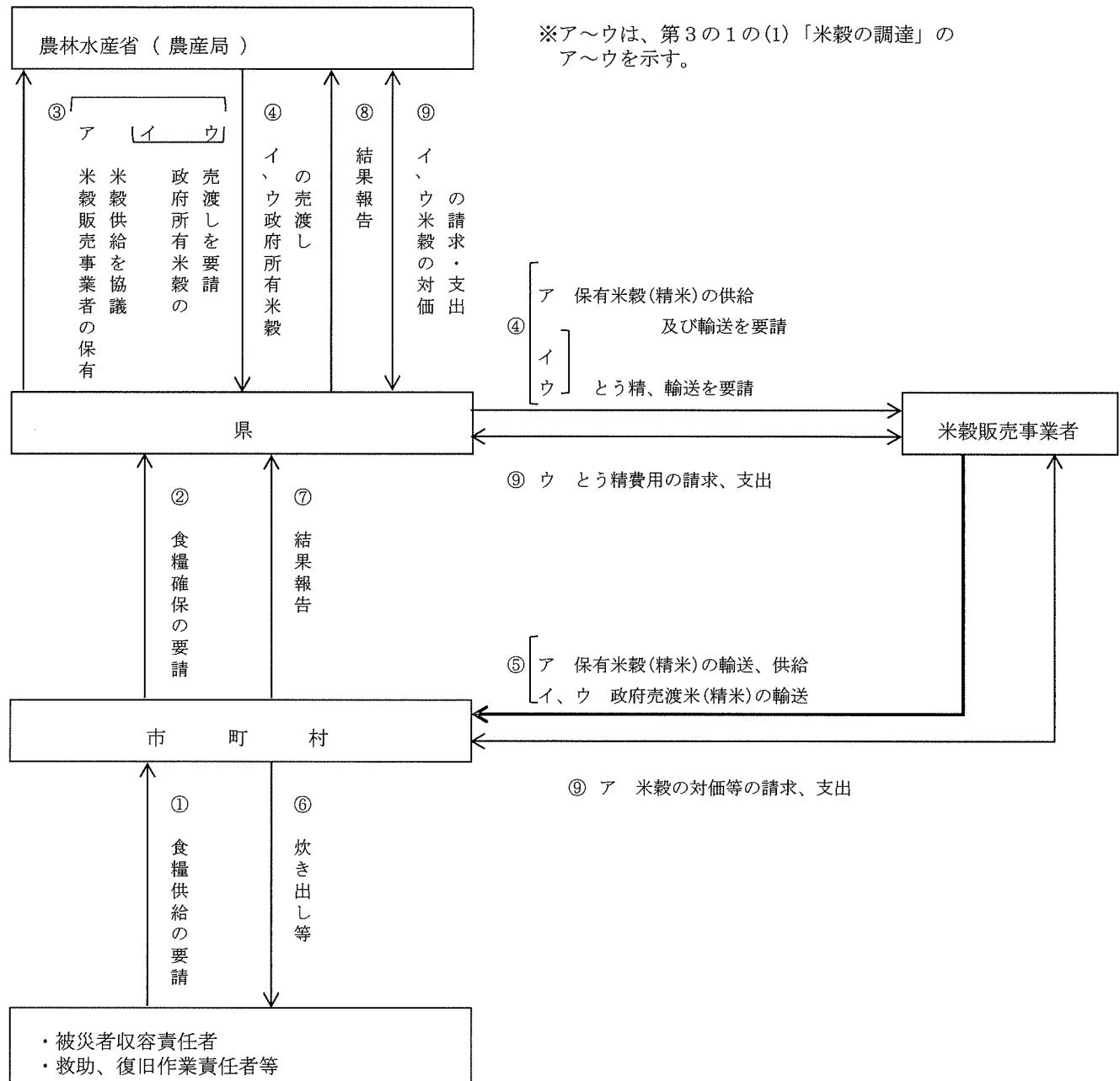
1 食料の調達

(1) 米穀の調達

ア 県は、災害時において広域的な見地から県が行う備蓄食料により市町村の備蓄食料を補完する。食料の確保が必要であると認めた場合には、市町村の要請に基づき農林水産省（農産局農産政策部企画課）と協議の上、米穀販売事業者に対し保有米穀の供給を要請する。

イ 県は、米穀販売事業者の保有米穀で不足すると認めた場合は、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に対し、政府所有米穀の売渡しを要請する。

ウ 県は、災害救助法が適用された場合において、災害救助用米穀として政府所有米穀の直接売渡しを受けることが適当であると認めた場合は、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）と協議の上、他県からの応援を求めるほか、政府所有米穀の直接購入を行い、市町村に対し米穀の供給を行う。



(2) その他の食品等の調達

町は、被害の状況等から必要と認めたときは、供給する食料品等の品目及び数量を決定して調達を実施する。

また、県は、町から要請があった場合又は状況により町において確保が困難と認めた場合、必要な品目について県の備蓄食料等を放出又は自ら調達を実施し、町に供給する。

2 食料の供給

(1) 供給対象者

- ア 指定避難所等に収容された者
- イ 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者
- ウ 被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者等で、食料品の持ち合わせのない者
- エ 被災地において救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。）

(2) 町及び県における食料供給の手段・方法

1) 町

- ア 被災者に対する食料の供給は、町があらかじめ定めて開設する実施場所（指定避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- イ 被災者に対する食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。
- (ア) 各指定避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- (イ) 住民への事前周知等による公平な配分
- (ウ) 要配慮者への優先配分
- (エ) 食料の衛生管理体制の確保
- ウ 炊き出し等の体制が整うまでは、町及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食品等（乾パン、即席めん、弁当類、パン、クラッカー、レトルト食品（おかゆを含む。）等）を支給する。
- エ 乳児に対する供給は、原則として液体ミルク、粉ミルク及び調整粉乳とする。
- オ 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行う（米穀の調達については「1 食料の調達」参照。）とともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても、継続して実施する。
- カ 炊き出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設を活用し、若しくは仮設の給食施設を設置し、自ら又は委託して行う。
- キ 炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、日本赤十字奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。
- ク 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料等を調達し、供給する。
- ケ 生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保し、供給する。
- コ 町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に対し、炊き出し等についての協力を要請する。
- サ 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

2) 県

- ア 町の報告に基づき、食料の配分、供給状況及び被災地需要を把握するとともに、関係機関、業者と連携を図り、町への支援を行う。
- イ 原則として発災後2日までは、県、町、住民の備蓄食料で対応し、3日目以降は、業者からの調達や県外からの応援で対応するようにし、順次、充実した内容のものを供給する。
- ウ 被災地以外の隣接市町村長に対し町の救援に協力するよう図る。
- エ 町長から炊き出しの応援要請があり、県のみの対応では困難である場合、日赤奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣等を要請する。

(3) 給食基準

ア 配布基準

被災者に対する炊き出しその他のによる食品給与の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。

イ 町の対応

町長は、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等についてあらかじめ定めておき、それらに基づき被災者に食品等の給与を実施する。

なお、1人当たりの供給数量については、次の基準を参考にする。

(1人当たりの供給数量)

品目	基	準
米穀等	被災者（炊き出し） 応急供給 災害救助従事者	1食当たり精米換算 200g以内 1人1日当たり精米 400g以内 1食当たり精米換算 300g以内
	乾パン	1食当たり 1包（115g入り）
	食パン 調製粉乳	1食当たり 185g以内 乳幼児1日当たり 200g以内

3 食料の輸送

(1) 町及び県による輸送

- ア 県は、広域防災拠点の備蓄食料を放送出する場合、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」で指定された輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を経由して町が選定する集積地等へ輸送する。
- イ 県が調達した食料について、町が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う。
- ウ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から ア、イにより難い場合は、県は、町と協議の上適切な場所を定め卸売業者等に輸送依頼し、又は町に供給する食料について町長に対し引取りを指示する。
- エ 町が調達した食料の町集積地までの輸送及び町内における食料の移動は町が行う。
- オ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点で引き継ぎ、県が町の指定する集積地等に輸送する。
- カ 県が輸送を実施する場合は、県有車両及び地域振興部の確保した輸送手段（輸送力提供依頼等）により輸送を実施する。

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。

(3) 輸送手段等

輸送手段は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、ヘリコプター、航空機等を利用する。

(4) 食料集積地の指定及び管理

- ア 災害が発生した場合、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を県の備蓄食料や調達した食料等の集積配給基地とする。
- イ 町は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設等をあらかじめ食料の町集積地として選定し、同時に調達した食料の集配拠点とする。
なお、町は、県に対し選定した集積地を報告し、県は、地域の集積地等を把握しておく。
- ウ 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

第4 飲料水等の供給

災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水・生活用水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、指定避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、原則として町は、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

ただし、町において実施できないときは、協力要請に基づいて隣接市町村が実施する。

指定避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

1 給水の実施

町は、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、給水活動を実施する。最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するときは、近隣市町村又は県に速やかに応援を要請する。

(1) 情報の収集

町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- ア 被災者や指定避難所の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 通水状況
- エ 飲料水の汚染状況

(2) 給水活動

ア 給水の対象

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

イ 給水方法の選択

給水の方法は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。

ウ 水質の確認

災害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合などは、直ちに水質検査により安全性を確認する。なお、必要に応じ、県（保健所）に協力を求める。

(3) 広報

町は、給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。

なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

(4) 給水基準

被災地における最低給水量は、1人1日20㍑を目安とするが、状況に応じ給水量を増減する（被災直後は、生命維持のための量（1人1日3㍑）とするなど。）。

(5) 要員の確保

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。

また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可

能な限り図る。

(給水の方法)

給水方法	内容
配水池・浄水池・調整池等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ボリ容器等での運搬給水	(1) 指定避難所等への応急給水は、原則として町が実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間をする断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は協定締結飲料水メーカー等に提供を要請依頼することにより配給する。

(6) 応援要請

激甚災害等のため町だけで最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資器材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。

(7) 医療機関、社会福祉施設等の対応

医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

(8) 県（保健所）は、町から、飲料水の確保あるいは給水資器材の不足など給水の実施にかかる応援要請を受けた場合、又は被害状況により必要と認めた場合は、市町村等間の支援・協力について必要な斡旋、指導及び要請を行う。

(9) 県（保健所）は、斡旋等を行うに当たって、需要量を把握した上で、管内市町村等間の支援調整を行う。

(10) 県（保健所）において、被害が莫大であり広域的な支援が必要であると判断したときは、本庁（以下「県（薬事衛生課）」という。）へ連絡する。県（薬事衛生課）は連絡を受けた後、県内市町村等間、協定締結飲料水メーカーでの飲料水の確保あるいは給水資器材の調達等の斡旋を行う。

(11) 県（薬事衛生課）において、県内市町村等間のみの応援では給水の実施が困難であると判断したときは、給水の所要量や運搬ルート等の情報を集約し、関係機関（厚生労働省、日本水道協会等）又は、県（防災危機管理課）を通じ近隣県への応援要請などの措置をとる。

(12) 県（保健所）は、水質にかかる登録検査機関と連携をとりながら、飲用井戸を含む飲料水について必要な衛生指導を行う。

(13) 県（企業局）は、町等からの要請により、浄水池及び調整池において拠点給水を行う。

2 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合、「飲料水の供給」は、次のとおり町が実施する。

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）

(2) 支出できる費用

- ア 水の購入費
- イ 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
- ウ 薬品及び資材費

(3) 期間

災害発生の日から7日以内

第5 生活必需品等の供給

災害時には、住居の浸水や流出・倒壊等により、家財、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、しかも販売機構の混乱等によりそれらの入手が困難となる。また、一部では避難生活の長期化が予想され、特に気温の低下が予想されるときは、防寒具や布団等の早急な給与が必要となる。

このため、迅速にこれら生活必需品等を調達し、被災者に給与又は貸与する。

生活必需品等物資の確保・輸送・配分計画及び各世帯に対する配分は町が行う。ただし、町において確保等が困難なときは、県又は関係機関等が協力して実施する。

なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

1 生活必需品等の確保

災害により生活必需品を失った被災者の保護のため、町、県及び日本赤十字社島根県支部は、避難所生活者等を対象にした毛布、肌着、暖房用品、並びに避難所生活の長期化に対応するための備蓄物資の放出、又は関係業界等からの調達により供給する。

- (1) 町は、災害時において被災者への生活必需品等の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量の判断をする。
 - ア 被災者や指定避難所の状況
 - イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況
- (2) 必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資について、あらかじめ定めておいた町の生活必需品等の給（貸）与のための備蓄・調達計画に基づき、備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により確保する。
- (3) 状況により、町のみで対応が困難な場合には、隣接市町村、県に対し、必要な物資の供給・調達を要請する。
- (4) 町から生活必需品等の供給・調達要請があったとき、又は県が被害状況により必要と認めた場合は、隣接市町村に応援を指示し、また、状況に応じて県の備蓄物資を放送出する。

(5) さらに、不足が生じた場合、県は、販売業者から調達を行うとともに、日本赤十字社島根県支部、他都道府県、中国経済産業局、自衛隊等関係機関等に対し、応援要請、斡旋依頼、調達等を実施する。

2 生活必需品等の給与

被災者に対する生活必需品等の給(貸)与は、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させる。被災者への配布基準は、原則として、災害救助法施行細則の定めるところによる（本章第6-7節「災害救助法の適用」参照。）。

(1) 被災者への配分方法等については、あらかじめ定めてある配分計画等による。

(2) 自力で生活必需品等を受け取ることが困難な要配慮者を支援するため、又は被災者が多数発生した場合など、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。

(3) 激甚災害等のため町のみで実施困難な場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。

(4) 県

県は、町のみでは生活必需品等の配布が困難と判断される場合は、必要とする要員等の情報を集約し、関係機関等（日本赤十字社島根県支部、他都道府県、自衛隊等）への応援要請など必要な措置をとる。

(5) 日本赤十字社島根県支部

保管する救助物資を県支部配分基準に基づき、被災者に対して配布する。

(6) 陸上自衛隊

緊急事態の場合、知事の要請に基づき、その保管し、管理する救助物資を被災者に貸与し、県や町による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図る。

(7) その他の防災機関

当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して町又は県が実施する被災者の保護に協力する。

3 生活必需品等の輸送

(1) 町及び県による輸送

ア 県は、広域防災拠点の備蓄物資を放出する場合、町が選定する集積地等へ輸送する。

イ 県が調達した物資について、町が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が調達業者等に要請して行う。

ウ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から ア、イにより難い場合は、県は、町と協議の上、適切な場所を定め調達業者等に輸送依頼し、又は町へ供給する物資について町長に対し引取りを指示する。

エ 町が調達した物資の町集積地までの輸送及び町内における物資の移動は町が行う。

オ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点で引き継ぎ、県が町の指定する集積地等に輸送する。

カ 県が輸送を実施する場合は、県有車両及び輸送業者等から確保した輸送手段（輸送力提供依

頼等) により実施する。

(2) **自衛隊等への輸送要請**

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。

(3) **輸送方法等**

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、ヘリコプター、航空機等を利用する。

(4) **物資集積地の指定及び管理**

- ア 災害が発生した場合、広域防災拠点を県の備蓄物資や調達した物資等の集積配給基地とする。
- イ 町は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設等をあらかじめ物資の町集積地として選定し、同時に調達した物資の集配拠点とする。なお、町は、県に対し選定した集積地を報告し、県は、地域の集積地等を把握しておく。
- ウ 物資の集積を行う場合、町は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

第20節 災害ボランティアの受入れ、支援

第1 基本的な考え方

大規模災害時は、被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、町及び県は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入体制を確立し、活動を支援する。

第2 災害ボランティアの受入れ、支援

1 災害ボランティアセンターの開設

被災地では、町、町社会福祉協議会等関係機関が連携し、災害ボランティアの活動拠点（以下、「災害ボランティアセンター」という。）を設ける。

- ア 災害及び被災状況の情報収集
- イ ボランティアニーズの把握
- ウ ボランティアの受付、登録
- エ ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- オ ボランティアの派遣・撤収の指示
- カ ボランティア活動の企画・開発
- キ ボランティア活動の記録
- ク 災害ボランティアセンターの要員の維持、管理
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に必要な資器材の調達
- コ 関係機関との連絡調整 など

2 県災害ボランティアセンターの設置

被災市町村において災害ボランティアセンターが設置された場合には、県と県社会福祉協議会との連携により、県社会福祉協議会内に県災害ボランティアセンターを設置し、必要に応じ以下の業務を行う。

- ア 被害の規模、被災地の状況等に対応した、適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動を行うための、ボランティア受け入れに関する総合調整
- イ 災害ボランティアセンターへボランティアコーディネーターを派遣するための調整
- ウ 災害ボランティア関連情報の収集・提供及び情報提供窓口の開設

3 専門技術を有するボランティアの派遣

県は、被災地のニーズに応じ、関係団体等へ専門技術を有するボランティアの派遣を要請する。

4 被災地周辺における支援

被災規模が大きい場合には、周辺地域の市町村、市町村社会福祉協議会等関係機関と県災害ボランティアセンターは連携し、災害ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、現地を支援する。

なお、その他地域の市町村、市町村社会福祉協議会等関係機関は、災害ボランティアの活動に対して協力等に努める。

第21節 文教対策

第1 基本的な考え方

保育所等、小学校、中学校、高等学校及び教育施設（以下「学校等」という。）での防災体制・応急教育計画等を整備し、風水害時における乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

町及び県においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携を取って文教対策に関する計画を作成し、風水害時にその計画に基づいて対策を実施する。

第2 児童等の安全確認・施設被害状況確認

1 最優先課題

災害時には、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童等などに対しては、避難指示・避難誘導に当たって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

2 風水害発生時の対応

風水害時においては、まず児童等の安全を確認するとともに、当面児童等が取るべき行動の指示を行う。

休憩時間や放課後等にあっては、児童等に取るべき行動を指示するとともに、教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努める。

3 児童等の保護者への引き渡し

安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡す。児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子どもを連れ帰ったりする等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校等で児童等を保護する必要が生じることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。

第3 応急対策の実施

1 災害時の対応

町及び県は、必要に応じて所管する学校等と連絡を取り、災害についての情報提供、防災対策についての助言を行う。状況によっては、防災関係機関に支援を要請する。

人的、物的な被害が発生した場合においては、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を取り、各学校に必要な応急対策を講ずる。

- (1) 校長は防災気象情報、通学路の状況、公共交通機関の運行状況等をもとに、必要に応じ臨時休校、下校措置等をとる。

- (2) 学校が被災し、又は被災するおそれがあるときは、校長は児童等、施設の状況を把握し、教職員、児童等に対し適切な指示を与える。校長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。
- (3) 土砂崩れ等が発生した施設内の箇所については立ち入りを禁止するなどの措置を取り、二次災害の防止に努める。
- (4) 学校に指定避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に可能な範囲で協力する。例えば、必要に応じて学校防災本部内に指定避難所支援班を設置して業務に当たる。
- (5) 校長は人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに教育委員会へ報告する。

第4 応急教育の実施

町及び県は、所管する学校等の児童等及び教職員並びに施設の状況などに応じて、心のケアへの支援を行う。

教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のために必要な情報収集及び伝達に万全を期する。

また、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。

- (1) 校長は、児童等・教職員の被災状況、施設被害を勘案し、応急教育の内容を教育委員会と連携を取りながら決定する。同時に対応可能な教職員・関係機関・地域からの支援を得て、校舎内外の整備を行い、教育活動再開に向けて取組を行う。
- (2) 応急教育計画に基づき学校に収容すべき児童等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として健康、安全教育及び生徒指導に重点を置く。
特に、児童等の状態の把握や心の健康相談活動の推進及び心的外傷後ストレス障がい（P T S D）等、心のケアについて十分に配慮することが重要であることから、児童・生徒を対象としたスクールカウンセラーを派遣するなど対策に努める。
- (3) 学校と教育委員会及び保護者との連絡網の確保を図り、必要な情報伝達の徹底を期する。当該教育委員会及び保護者との連絡は緊密にし、教科書及び教材の給与等に係る必要業務に当たる。
- (4) 避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。
- (5) 指定避難所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、当該教育委員会とも協議し他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。
- (6) 校長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

- (7) 学校教育活動の早期再開に向けて、PTAや地域の自主防災組織等の協力が得られるよう、協議の場を設定するなど努める。
- (8) 被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、教育委員会とも連絡の上、手続きは必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

第5 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

1 学用品の給与対象者及び給与時期

(1) 学用品の給与の対象

風水害により災害救助法が適用された場合、住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水）を受け、喪失し又は損傷したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部生徒を含む）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）であって、町長により罹災者として確認された児童、生徒であること。

(2) 給与の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む）については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

2 給与の実施

(1) 教科書、教材の給与

罹災児童生徒の調査は、学校設置者の協力を得て町長が行う。

学用品の調査報告は町長から知事へ行う。

学用品の給与は町長が行うが、町長において調達困難なときには、知事が調達を行う。

(2) 文房具、通学用品の給与

文房具及び通学用品については、町が被害の実状に応じ現物をもって行う。

3 授業料等の減免措置

(1) 町

公立小・中学校においては被災により費用（公立高等学校にあっては授業料、以下同様）の支払いが困難と認められる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等必要な措置を検討する。

(2) 県立学校

県は、被災により授業料の減免が必要と認められる者について、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講じる。

第6 文化財の保護

1 県内の文化財の現況

奥出雲町地域防災計画（資料編）「国・県指定文化財種別件数 等」参照

2 文化財の応急措置

国・県指定建造物をはじめ、国・県指定有形文化財に指定された建造物、及び重要文化的景観に選定されている建造物などは、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を進めていくことが必要である。

また、国・県指定史跡、名勝には、城跡、古墳、横穴、庭園など被災しやすいものがあるので、日常的な管理を徹底させるとともに、計画的な整備が必要である。国・県指定天然記念物には、風化、浸食作用によって形成された断崖、海岸、渓谷、河川等災害に弱いものが多いばかりではなく、周辺へ被害を及ぼす危険性のあるものもあるので、特に日常的な管理やパトロールを徹底させなければならない。

これらの文化財が被災した場合には、町は被害状況の確認等を行う。これを踏まえ、災害の拡大防止を図るために、県教育庁文化財課とともに、以下の応急措置を迅速に施し、本修理を待つ。

- (1) 被害が小さいときは、所有者と連絡をとりあって応急修理を施す
- (2) 被害が大きいときは、損壊の拡大を防ぐために、覆屋などを設ける。
- (3) 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、現状保存を図る。

なお、美術工芸品の所有者、管理者の文化財の保管場所が損壊を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第22節 廃棄物等の処理

第1 基本的な考え方

風水害の発生により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

第2 廃棄物処理

1 災害廃棄物の発生量

- (1) 災害廃棄物として排出されるごみとして、水分を含んで重量がある畳や家具、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等が考えられる。
- (2) 風水害により発生する災害廃棄物については、発生量を的確に把握する必要がある。
- (3) 発生量を把握するため、町は事前にトラック等における廃木材やコンクリート殻類等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し処理計画を勘案する。（積載量については、例えば「4t車両には、廃木材6m³、土砂類3m³、10t車両にはコンクリート殻類5m³、土砂類7m³の積載とする。」）

2 応援体制の確保

町等は、被災地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物

町等は、被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物を優先した収集運搬体制の確立を図る。

(2) 災害廃棄物の仮置き

ア 風水害により発生する廃棄物は、水分を含んで重量がある畳や家具、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等であるが、廃棄物処理施設への大量搬入は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（学校の校庭、河川敷、公共広場等）を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。

イ 災害廃棄物の収集に当たっては、現場においてできるだけ分別収集を行い仮置場に搬入する。

ウ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物（**生ごみ**土砂等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。

エ 仮置場の選定に当たっては、以下の基準とする。

- (ア) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (イ) 環境衛生に支障が生じないこと。
- (ウ) 搬入に便利なこと。
- (エ) 分別等適正処理の対応ができること。

(3) 倒壊家屋からの災害廃棄物等

倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだ廃棄物等については、原則として被災者自らが町等の指定する場所に搬入する。

しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、町等が処理を行う。

(4) 災害廃棄物の処分

ア 災害廃棄物については、円滑かつ迅速に処理する。

また、適切な分別の実施により可能な限り再生利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をするとともに復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。

イ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。

ウ 最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に町等が県と協議のうえ代替措置を講ずる。

第3 し尿処理

1 し尿処理量の推定

(1) 処理量を推定するに当たり、町は、事前に町内における汲取便所の平均的総容量を把握しておく。

(処理量=被災家屋×総容量×定率)

(2) 指定避難所等に仮設トイレを設置した場合は、その処理量が加算される。

2 応援体制の確保

町は、被災地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

3 処理対策

(1) 倒壊家屋等

町は、倒壊家屋や浸水家屋等の汲取式便槽のし尿について、被災地における防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、第一にその処理体制の確立を図る。

(2) 指定避難所等

町は、指定避難所や必要に応じて適所に仮設トイレを設置した場合、防疫及び保健衛生対策上から、優先的に仮設トイレのし尿の収集を行う。

(3) 水洗トイレ

町は、水洗トイレを使用している世帯や団地において、風水害により水洗トイレが使用不可能となった場合、速やかに仮設トイレを設置する対策を講じる。

第4 応援協力体制の確保

(1) 町は、被災状況を勘案し、自己のみではその区域内の処理が困難と判断した場合には、県に対して、近隣市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整等の協力を要請する。

(2) 県は、町からの要請がない場合であっても客観的判断のもとに必要に応じて近隣市町村等からの応援が得られるよう連絡調整等を行う。

第5 廃棄物処理施設機能の復旧

- (1) 町は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合、その被害状況を早急に把握し、応急復旧を図る。
- (2) 町は、被害状況から復旧に時間要し、収集作業等に影響を与えると判断した場合は、県と協議のうえ期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄物処理活動を行う。

第6 事業者による廃棄物の処理

事業者の被災に伴って排出される廃棄物等は、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。なお、排出事業者は、町等が設置している廃棄物処理施設で併せて処理する場合は、町等と十分協議をする。

第23節 防疫・保健衛生、環境衛生対策

第1 基本的な考え方

災害発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

第2 防疫活動

1 防疫活動組織

町は、県の組織に準じ組織表を作成し、動員計画及び費用資材の確保計画を樹立し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるようにする。

2 防疫活動内容

町は、県の指示を受け、消毒の実施及び鼠族昆虫駆除を行う。

第3 保健活動

被災地、特に指定避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、町及び県は、次のように被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて指定避難所に救護所を設ける。
- (2) 保健師が指定避難所における健康相談、地域における巡回健康相談を行う。

第4 精神保健活動

1 D P A T の編成

発生した災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケア(こころのケア)の対応を実施するため、D P A T を組織し、有事に際し適切な活動を行えるようにする。この際は、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。

2 精神保健活動内容

- (1) 被災者の支援
- (2) 町、社会福祉施設等との連絡調整
- (3) 被災者の精神保健福祉相談

3 精神保健の対象者

- (1) 被災住民全般
 - ア 指定避難所においては、被災者の心身の健康管理を行う。
 - イ 自宅で生活している者へは、巡回健康相談を行う。
- (2) 高齢者
- (3) 障がい者
- (4) 児童等
- (5) 外国人
- (6) その他(公務員、災害救助要員)

4 応援体制

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の編成及び協力を求めるとともに、その活動に係る調整、活動場所の確保等を図る。

第5 食品衛生指導

1 食品衛生指導班の編成及び派遣

県は、災害状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視員による食品衛生指導班を編成し、被災地区に派遣する。

また、被災地区に搬送される救援食品の情報を収集するとともに、次に掲げる活動を行う。

- (1) 救援食品の輸送方法等の確認
- (2) 関係部署との連絡調整等

第6 動物愛護管理対策

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

- (1) 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。
また、動物の一時預かりを保健所において行う。
- (2) 県は、町等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、町において実施できないときは、県が協力して実施する。
- (3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。
- (4) 町は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。

第24節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

第1 基本的な考え方

風水害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死者については埋・火葬を実施する。

第2 遺体の搜索

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、町長が、警察本部、消防本部及び地元奉仕団等の協力のもとに実施する。

第3 遺体の収容等

1 遺体の輸送

警察官による検視及び救護班による検案を終えた遺体は、町長が知事に報告の上、遺体収容所に輸送し、収容する。

2 遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

町長は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当な場所）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

町長は、収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておく。

第4 遺体の検視等

警察は、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、町、指定公共機関、指定地方公共機関等と密接に連携する。

第5 遺体の埋・火葬

1 広域的な火葬の実施

県は、町の要請があったときは、広域的な火葬の実施を支援する。

2 埋・火葬実施基準

身元が判明しない遺体の埋・火葬は、町長が実施する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の処理を遅滞なく進める。

(1) 遺体の火葬

- ア 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引渡す。

(2) 遺体の仮埋葬

- ア 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
- イ 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

第25節 住宅確保及び応急対策

第1 基本的な考え方

住宅が浸水や土砂災害による流失、損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理、又は応急住宅の提供を行い入居させる。

また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

第2 応急住宅の提供

1 方針

(1) 入居者の選定

ア 対象者

- ・住家が全壊、全焼又は流失して生活できない状態となった世帯
- ・居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げもできない世帯
- ・自らの資力では住宅を確保することができない世帯。

イ 入居者の選定

入居者の選定は、町が行う。

(2) 必要住宅戸数の把握

町は、住宅の提供が必要な世帯数をとりまとめる。県は、県内の必要戸数をとりまとめる。

(3) 応急住宅提供の方針

公的住宅の空き家で提供可能なものを提供する。なお、公的住宅の提供で足りない場合は、町及び県は、応急仮設住宅を建設し、提供する。

(4) 応急仮設住宅建設の方針

ア 実施主体

- ・応急仮設住宅の建設は、町が行う。
- ・災害救助法が適用された場合は、町の要請に基づき県が建設し、提供する。

イ 建設用地の選定

敷地の選定に当っては、できる限り集団的に建築できる場所とし、公共用地等から優先して町が選定する。

なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段の確保に配慮する。

ウ 仮設住宅の構造・規模

- ・仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造等とする。
- ・規模は入居世帯の人数に応じて定める。
- ・要配慮者に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

2 公的住宅の提供

(1) 提供可能戸数の把握

県営住宅、公社賃貸住宅の空き家で提供可能な住宅（以下「県提供可能住宅」という）の戸数と型式を把握する。

県内の公的住宅の空き家で提供可能な住宅（以下「市町村提供可能住宅」という）の戸数と型式を集計し、把握する。

(2) 提供住宅の斡旋

町の要請に応じて、県提供可能住宅の提供及び他の市町村提供可能住宅の斡旋を行う。

(3) 他県への援助要請

他県の公的住宅の提供を受ける必要がある場合は、他県に援助を要請する。

3 公的住宅の提供にかかる町の対応

(1) 必要住宅戸数等の把握

住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。

(2) 提供可能住宅戸数を把握

提供が可能な住宅戸数を把握する。

(3) 県への援助要請

町の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。この場合は、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(4) 入居者の決定

町が決定する。

県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合は、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

4 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、県が建設する応急仮設住宅は下記による。

(1) 建設用地の提供

町の要請により応急仮設住宅の設置計画に応じて、県公有地を提供する。ただし、町において県公有地の確保が困難な場合は両者で協議する。

(2) 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、型式を定める。

(3) 仮設住宅の維持管理

仮設住宅の維持管理は、知事が町長に委託する。

(4) 仮設住宅の存置期間

2年間とする。

(5) 建設資材の調達

大規模な被災の場合の応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設す

る。

5 応急仮設住宅の建設にかかる町の対応

(1) 建設場所

建設予定場所は、原則として県又は町公有地とするが、私有地の場合は所有者と町との間に賃貸契約を締結し、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

(2) 建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、その供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

(3) 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、型式を定める。

(4) 災害救助法の適用の場合

ア 県への要請

仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・型式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

イ 建設用地の選定

県と協議の上決定する。

6 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

(1) 応急仮設住宅における安心・安全の確保

(2) 心のケア対策

孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。

(3) 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(4) 家庭動物対策

応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

第3 被災住宅の応急復旧

1 被災者からの相談への対応

(1) 相談窓口の設置

町は、災害の被害状況から必要と判断した場合は、応急対策業務として被災住宅の応急復旧に関する被災者からの相談に対応するための窓口を設置する。

(2) 相談員の派遣と相談への対応

町は、相談窓口の設置にあたり、当該相談に対応する相談員の派遣を県に要請することができ

る。

県は、町から相談員の派遣要請を受けた場合は、島根県建築住宅施策推進協議会に協力を要請する。

島根県建築住宅施策推進協議会は、要請に基づき、町が設置する相談窓口に相談員を派遣し、被災者からの相談に対応する。

2 応急修理

災害救助法を適用した場合、風水害により、住宅が破損し、居住することができないもののうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。

住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また、公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合には対象とする。

(1) 対象者

- ・住家が半壊、半焼し若しくはこれらに準ずる程度の損害を受け、自らの資力により応急修理を行なうことができない世帯
- ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊、半焼した世帯

(2) 修理家屋の選定

町長は、民生委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて選定する。

(3) 実施内容

応急修理は、災害救助法に則って行い、居室、炊事場、便所等生活上欠かすことのできない部分を対象とする。

なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

第4 住宅関係障害物除去

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいう。

1 住宅関係障害物除去作業支援

県は、災害救助法を適用した場合、町が実施する住宅関係障害物除去作業において、労力又は機械力が不足した場合は、町の要請に基づき、隣接市町村からの派遣を依頼する。

また、建設業界等との連絡調整を行い、資機材、労力等の提供を求める。

県は、住宅応急復旧と住宅関係障害物除去作業の連携を確保し、迅速な復旧を図るための連絡調整を行う。

2 住宅関係障害物除去作業

町は、災害救助法に則って行う。

第5 災害復旧用材の確保

町の実施する住宅応急修理において、資材不足が発生した場合、県は資材調達に協力する。

住宅等の応急修理の早期復旧及び木材価格の安定のため、近畿中国森林管理局に対して、全国主要森林管理署からの国有林材（素材）の供給を要請する。

第6 民間賃貸住宅の紹介、斡旋

県は、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合、島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請するとともに、その旨を町に通知する。

島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会は、要請に基づき、無報酬で空き家の紹介、斡旋を行うよう努める。

町は、民間賃貸住宅の紹介、斡旋について、被災者に周知を図る。

なお、被災者の早急な住宅確保のため、民間賃貸住宅の借り上げ制度などの確立を図る。

第26節 農林業関係被害の拡大防止

第1 基本的な考え方

風水害時には、農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

第2 農産物、家畜対策

1 農産物対策

災害による農作物被害の拡大を防止するための応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 被害状況の把握

町は、島根県農業協同組合等と相互に連携し、農作物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、支庁農林水産局、農林水産振興センターを通じ県農林水産部に報告する。

(2) 水稲改植用苗の確保

水害により、水稲の改植を必要とする場合が生じたときには、県は町長の要請に基づき、改植用苗の補給等所要の措置を講ずる。

(3) 病害虫防除対策

水害等により発災が予想される農作物の病害虫防除の対策は、次により実施する。

ア 防除の指示及び実施

県は、災害による病害虫の防除対策を検討した上、町に対し具体的な防除の実施を指示する。

町は、県の指示により、防除班等を組織して防除の実施に当たる。

イ 防除の指導

県は、特に必要があると認めたときは、関係職員によって防除指導組織を編成して、現地の特別指導を行う。

ウ 集団防除の実施

被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があると認められるときには、県は農林水産大臣に対して緊急防除（植物防疫法第4章）の要請を行うとともに、関係機関の協力を得て一斉防除を実施する。

エ 農薬の確保

災害により、緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、県は全国農業協同組合連合会中四国営農資材事業所島根推進課及び農薬取扱業者に対し、手持農薬の被災地向け緊急供給を依頼する。

オ 防除機具の確保

県は、被災地の緊急防除の実施を促進するため必要があるときは、県下の防除機具を動員して使用する。

町は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり集中的に防除機具の使用ができるよう努める。

(4) 凍霜害防除

県は、松江地方気象台から発表される霜注意報を町に伝達し、町及び島根県農業協同組合は、

有線放送等を利用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。
なお、平年の警戒期間は、4月上旬から5月中旬である。

(5) 技術的援助

「作物気象災害対策指針」及び「農業気象広報」等に基づき応急対策、事後対策の万全を期する。

2 家畜対策

災害時における家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 実施責任者

水害時において発生する家畜伝染病に対処するため、浸水地区の家畜及び畜舎等に対して、県は、町、関係農業協同組合及び家畜診療所等の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織（以下「診療等組織」という。）を編成し、次によって必要な措置を実施する。

災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者に町長に届出を行わせるとともに、町長の指示に従って、死体の埋却又は焼却等を行わせる。

(2) 家畜の診療

家畜の診療は必要に応じて行うが、平常時の方法によって実施することが不可能又は不適当であると認めるときは、被災地域内に診療等組織を派遣させ、診療に当たらせる。

(3) 家畜の防疫

ア 畜舎の消毒等は、家畜伝染病予防法第9条の規定に基づき実施する。

イ 家畜伝染病予防上、緊急予防注射の必要があるときは、防疫に必要な人員を被災地へ派遣し、家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき実施する。

ウ 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びつい獣処理については、それぞれ家畜伝染病予防法に定めるところにより実施する。

(4) 家畜の避難

水害による浸水時災害の発生が予想され、又は発生したために、家畜の避難を要するときは、飼育者において安全な場所に避難させる。

県は、町等の協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について指導する。

(5) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、県は、飼料業者等に対し、必要数量の確保、供給ができるよう指導するとともに、必要と認めたときには、政府需給調整飼料等の放出等を要請する。

第3 林産物対策

1 被害状況の把握

町及び県は、早期に山を巡視して造林地や治山、林道等施設の被害の状況を把握し、危険な場所については立ち入り禁止措置をとり、応急処置をする。

2 災害対策技術指導

県は、町、森林組合等の協力を得て苗木生産者、森林所有者等に対し、苗畑の復旧、風雪害木等の安全な処理、森林の復旧対策等について技術指導を行う。

3 森林病害虫等の防除

県は、森林病害虫等を防除するため、町、森林組合の協力を得て森林所有者に対してその防除活動につき技術指導を行う。

